

墓地の解約 ～改葬許可申請書の提出について

総本山 四天王寺 高安山霊園

改葬するには、「改葬許可申請書（埋葬証明）」を柏原市市民課に提出していただき、改葬許可を受けて下さい。許可が無いと、お骨の移動ができません。

解約・改葬の流れ

- 解約・改葬のお問い合わせ（施主）
↓
- 手続と費用（支払方法）のご案内
【閉眼法要等費用・墓石撤去費用見積】（当園・当園指定石材店→施主）
↓
- 閉眼法要（四天王寺の僧侶）の予約（2週間以上前に予約してください）
（施主→当園）
↓
- 墓地返還届【実印の押印】・印鑑登録証の提出。永代使用承諾証の返還
諸費用のご入金【未納管理料があれば清算】（施主→当園）
↓
- 改葬許可申請書（埋葬証明）発行手数料 5,500円（施主→当園）
改葬許可申請書（埋葬証明）の発行（当園→施主）
↓
- 改葬許可申請書（埋葬証明）を柏原市へ提出（施主→柏原市）
・市役所の休日にご注意ください。
柏原市が改葬許可書を発行（柏原市→施主）
↓
- 閉眼法要（四天王寺の僧侶の場合-お布施 25,000円 施主→当園）
・供花（施主 お供物は無しが一般的です。）
お骨のお渡し
・お骨出し費用（10,000円 施主→当園指定石材店）
・お骨は、晒の袋に入れてお渡しいたします。（当園指定石材店→施主）
↓
- 改葬許可書を改葬先の墓地管理者に提出
～ご納骨（施主→改葬先）
↓
- 解約墓地の撤去（当園指定石材店）・復元工事の完了確認（当園）

墓地返還届

総本山 四天王寺高安山霊園 様

墓地返還届出者 住 所 〒

ふりがな

氏 名

実印

(続柄 本人・名義人の長男・妻・娘・弟)

電話 — —

携帯 — —

私は、霊園使用規則を了承の上、使用承諾証 No. 番

— 号 m² の墓地使用权を返還します。

※ 貴園の承認により、墓石・外柵等構築物を存置する場合は、その一切の権利を放棄します。
後に霊園が撤去、また利用されても、異議の申し立てはいたしません。

添付が必要な書類

(1)永代使用承諾証 (紛失の場合は、以下①署名捺印)

① 「使用承諾証」を紛失しました。発見した場合は、直ちに返却します。

紛失の届出者 氏名

実印

(2)印鑑登録証 (名義人・返還届出者=名義人との関係を示す戸籍謄本)

(3)返還の同意確認書 (家族等の同意書が必要な場合があります。)

霊園受理 年 月 日

年 月 日

墓地返還の確認書(名義人死亡等で本人以外の届出)

総本山 四天王寺高安山霊園 宛

(届出者-使用権承継権利者) ふりがな

氏 名

実印

(続柄 名義人の 長男・妻)

四天王寺高安山霊園 区画番号 区 列 号の墓地返還について、
親族内に異議はありません。返還後、万一異議の申し立てがあれば、当方の責任
で解決します。なお、墓地返還届・本確認書に不正、錯誤はありません。

代理人立件としての事由

名義人死亡・高齢・

【添付書類】代理人の本人確認書類(公的交付証書、免許証等)一通(写)

年 月 日

墓地返還(家族・親族)確認書

総本山四天王寺高安山霊園 様

(同意者) 〒 -

住 所

ふりがな

氏 名

実印

続柄(例、名義人の長男・)

電 話 - -

私は、名義人に代わり(返還手続をする方) が、

下記の墓地を解約し、返還することに異議はありません。

※新名義人よりも、前名義人に近い方がおられる場合に必要です。